

令和6年6月25日

徳島大学教職員労働組合
中央執行委員長 山口裕之 殿

徳島大学病院長 香美祥二

「2024年診療報酬改定への対応について」に関する問い合わせ（回答）

令和6年6月6日付けで問い合わせのありました標記のことについて、下記のとおり回答します。

記

- 徳島大学病院において実施予定の賃上げ計画の具体的な内容。
【回答】令和6年6月1日からの算定のため、施設基準届出を提出済み
算定要件の疑義解釈として、当該収入については、人事院勧告分に充てること
も可能であるとされていることから、人事院勧告分に充当する。
但し、令和6年12月までに、少なくとも算定開始月まで遡及して賃金改善を実施
することが条件のため、12月支給で人事課と調整中。
- 徳島大学病院の賃上げ計画の実施にあたっては、「ベースアップ」もしくは、外付けの手当
のどちらを想定されているのか。
【回答】ベースアップを想定
- 看護補助者等の処遇改善として、本年2月分給与から月額6,000円が加算されています
が、この度の改定に伴う「ベースアップ評価料」はそれに上積みされるのかどうか。
【回答】上積みされる
- 新処遇改善加算では職種による配分ルールを廃止し、「介護職員への配分を基本とし、(中
略)、事業所内での柔軟な配分を認める」こととなりました。徳島大学病院において配分対
象とする職種等につきご教示ください。
【回答】主として医療に従事する職員（以下対象職員）
薬剤師、助産師、看護師、看護補助者、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、
言語聴覚士、歯科衛生士、歯科技工士、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床
工学技士、管理栄養士、精神保健福祉士、社会福祉士、保育士、公認心理師、
診療情報管理士、保育士、医師事務作業補助者、その他医療に従事する職員（臨
床心理士、精神保健福祉士、胚培養士）